

三条市農業委員会総会議事録

日 時 令和3年12月27日 午前9時30分

場 所 三条市役所栄庁舎 3階ホール

会議に付した議題

- 議第 1号 農用地利用集積計画の承認について
議案 2号 農用地利用配分計画（案）に対する意見について
議第 3号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
議第 4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について

- 報告事項 報第 1号 第3調査部会の調査結果報告について
報第 2号 農用地利用集積計画（利用権設定）の解約通知について
報第 3号 農地潰廃通報について
報第 4号 作付変更届について
報第 5号 農地法第3条の3第1項の届出について
報第 6号 あっせん譲受等候補者名簿の登載について

農業委員出席委員 17名

- | | |
|----------------|----------------|
| 1番 山 倉 広 委員 | 2番 山 屋 和 徳 委員 |
| 3番 熊 倉 睦 委員 | 4番 栗 原 一 郎 委員 |
| 5番 馬 場 良 子 委員 | 6番 坂 井 浩 行 委員 |
| 7番 田 邊 稔 委員 | 8番 捧 幸 伸 委員 |
| 9番 佐 藤 秀 樹 委員 | 11番 岡 崎 洋 一 委員 |
| 12番 島 影 正 幸 委員 | 13番 清 野 秀 作 委員 |
| 14番 小 林 茂 宏 委員 | 15番 佐 藤 一 富 委員 |
| 16番 三 師 満 夫 委員 | 17番 佐 藤 裕 雄 委員 |
| 19番 廣 川 哲 也 委員 | |

農業委員欠席委員 2名

- | | |
|----------------|----------------|
| 10番 野 崎 文 夫 委員 | 18番 田 邊 敦 子 委員 |
|----------------|----------------|

推進委員出席委員 15名

- | | |
|------------|------------|
| 飯 塚 栄三千 委員 | 井 上 利 弥 委員 |
| 大 口 伸 昭 委員 | 蒲 澤 利 嗣 委員 |
| 北 澤 正 之 委員 | 小 池 秀 一 委員 |

笹岡大介 委員
原田孝一 委員
矢代誠一 委員
吉田精一 委員
渡辺秀人 委員

長谷川 淨二 委員
松下正樹 委員
山谷秀昭 委員
吉田 昇 委員

推進委員欠席委員 3名

高山弘則 委員
松岡博一 委員

廣川久一 委員

職務のため出席した事務局職員

事務局 長	阿部 勝 峰
経営基盤係 係長	上 林 裕 則
経営基盤係 主任	長谷川 義 隆
経営基盤係 一般任用主事	味 田 佐 恵 子

午前9時30分 開会及び開議

議長（栞原会長代理）

それでは、時間になりましたので、定例総会を開会いたします。

（挨拶 略）

これより会議に入ります。

最初出席状況をお知らせいたします。農業委員定員19名のところ、現在員19名、出席17名、欠席2名で会議は成立いたします。

なお、議事録の署名委員につきましては、定めにより私から指名いたします。

9番、佐藤秀樹委員、11番、岡崎洋一委員を指名いたしますので、よろしくお願い申し上げます。

それでは、議事に入る前に皆さんにお諮りしたいと思います。議第1号及び議第2号に議事参与の制限に該当する方がいらっしゃいますが、三条市農業委員会会議規則第14条ただし書に基づき、皆様の御同意をいただいで議事を進めてまいりたいと思いますが、いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり。）

議長（栞原会長代理）

それでは、同意をいただきましたので、そのように進めさせていただきます。

それでは、早速議事に入ります。

議第1号『農用地利用集積計画の承認について』を議題といたします。

事務局、説明願います。

事務局（阿部事務局長）

それでは、議第1号『農用地利用集積計画の承認について』御説明をいたします。

最初に、所有権移転に係る案件につきまして御説明いたします。

1ページを御覧願います。今月の申請は1件で、面積1,747平米であります。

なお、先ほど開催されました農地銀行運営委員会であっせん委員より報告をいただいた案件であります。

486番は、北五百川地内の農地1筆、1,747平米をあっせんによる売買により取得したものであります。価格は、10アール当たり〇〇〇円であります。

続きまして、利用権設定に係る案件につきまして御説明いたします。

51ページを御覧願います。今月の申請は、新規設定57件、面積29万6,997.58平米、再設定87件、面積44万8,976.08平米、合計では144件、面積74万5,973.66平米であります。

それでは、戻りまして、2ページの487番から順に説明いたします。

なお、利用権を設定する者、受ける者、契約の種類、期間及び10アール当たり賃借料につきましては記載のとおりですので、説明を省略させていただきます。

487番から13ページの521番までの35件は、相対で、それぞれ新規に利用権設定をするものであります。

487番は、上須頃地内の農地1筆、99平米。

488番は、林町二丁目地内ほかの農地5筆、4,956平米。

489番は、石上三丁目地内の農地8筆、5,201平米。

490番は、石上三丁目地内の農地1筆、1,004平米。

491番は、柳場新田地内の農地1筆、310平米。

492番は、月岡三丁目地内の農地7筆、2,879平米。

4ページをお願いします。

493番は、渡前地内の農地3筆、1万1,576平米。

494番は、若宮新田地内の農地2筆、3,101平米。

495番は、森町地内の農地6筆、7,537平米。

496番は、棚鱗地内の農地1筆、2,964平米。

497番は、荒沢地内の農地1筆、1,306平米。

498番は、石上三丁目地内の農地3筆、3,021平米。

499番は、白山新田地内の農地3筆、1,656平米。

6ページをお願いします。

500番は、上保内地内ほかの農地22筆、8,968.1平米。

501番は、森町地内の農地6筆、3,446.93平米。

502番は、曲谷地内の農地5筆、3,102平米。

503番は、東裏館三丁目地内の農地5筆、4,915平米。

8ページをお願いします。

504番は、栗林地内の農地1筆、399平米。

505番は、栗林地内の農地1筆、509平米。

506番は、栗林地内の農地1筆、370平米。

507番は、鶴田一丁目地内の農地6筆、4,852平米。

508番は、鶴田二丁目地内の農地1筆、366平米。

509番は、井栗地内ほかの農地3筆、5,047平米。

10ページをお願いします。

510番は、井栗地内ほかの農地18筆、1万2,807.55平米。

511番は、金子新田地内の農地2筆、2,688平米。

512番は、諏訪三丁目地内の農地13筆、6,513平米。

513番は、諏訪三丁目地内の農地9筆、5,361平米。

514番は、諏訪三丁目地内の農地15筆、5,102平米。

12ページをお願いします。

515番は、諏訪三丁目地内の農地1筆、598平米。

516番は、福島新田地内の農地1筆、1,934平米。

517番は、帯織南地内の農地1筆、6,019平米。

518番は、桑切地内の農地2筆、2,889平米。

519番は、北五百川地内の農地1筆、1,955平米。

520番は、北五百川地内の農地3筆、6,120平米。

521番は、江口地内の農地4筆、5,032平米。

以上35件は、相対で、新規にそれぞれ利用権設定をするものであります。

次の522番から22ページの543番までの22件は、農地中間管理事業に伴い、公益社団法人新潟県農林公社が新規に5年または10年間利用権設定をするものであります。

それでは、522番から順に御説明いたします。

522番は、石上三丁目地内の農地5筆、3,773平米。

14ページをお願いします。

523番は、石上三丁目地内ほかの農地9筆、6,637平米。

524番は、鶴田地内の農地5筆、8,071平米。

525番は、西鱒田地内の農地4筆、5,755平米。

526番は、吉田地内の農地7筆、7,484平米。

527番は、月岡一丁目地内の農地5筆、2,263平米。

528番は、諏訪三丁目地内の農地3筆、1,787平米。

16ページをお願いします。

529番は、上須頃地内の農地4筆、3,158平米。

530番は、上須頃地内の農地8筆、5,545平米。

531番は、上須頃地内の農地2筆、1,843平米。

532番は、上須頃地内の農地1筆、39平米。

533番は、上須頃地内の農地3筆、925平米。

18ページをお願いします。

534番は、代官島地内の農地21筆、1万6,014平米。

535番は、東光寺地内の農地2筆、6,840平米。

536番は、蔵内地内の農地2筆、1万4,501平米。

537番は、栗林地内の農地25筆、2万1,677平米。

20ページをお願いします。

538番は、井栗地内ほかの農地17筆、2万580平米。

539番は、吉田地内の農地1筆、2,951平米。

540番は、月岡地内ほかの農地32筆、1万1,545平米。

22ページをお願いします。

541番は、貝喰新田地内の農地1筆、5,029平米。

542番は、福島新田地内ほかの農地3筆、9,767平米。

543番は、戸口地内の農地3筆、6,210平米。

以上22件は、新潟県農林公社が新規に5年または10年間利用権設定をするものであります。

次の544番から51ページの630番までの87件につきましては、再設定でありますので、説明を省略させていただきます。

以上で説明を終わります。

議長（栞原会長代理）

ありがとうございました。

それでは、質疑に入る前に、先日調査部会で調査いただいておりますので、その結果を報告願います。

第3調査部会長は、私の隣に着席願います。

7番、田邊稔委員。

第3調査部会長（7番田邊 稔委員）

改めて、おはようございます。それでは、第3調査部会の調査結果について御報告をいたします。

第3調査部会では、12月22日午前9時から厚生福社会館第2集会室におきまして、部会員と栞原会長代理出席の下、会議を開催いたしました。事務局より日程説明、議案説明を受け、全案件について意見決定を経て、午前11時7分に閉会をいたしました。

ただいま意見が求められております議第1号『農用地利用集積計画の承認について』は、所有権移転1件、新規設定57件、再設定87件、合計件数145件、面積74万7,720.66平方メートルで、書類審査及び事務局からの詳細説明を受け、新潟県農林公社が利用権を設定する案件以外の123件につきましては、いずれも農地の効率的利用、農作業に常時従事することと認められることなど、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしており、また新潟県農林公社が利用権を設定する22件につきましても、いずれも農地中間管理事業を推進し、農用地の利用の効率化及び高度化の促進を図ることから、全件承認相当といたしました。

以上です。

議長（栞原会長代理）

ありがとうございました。

それでは、質疑に入ります。御発言のある方、御発言を願います。

なお、委員の質問等の発言については、挙手をし、発言を求め、議長の許可を得てから発言をお願いします。

14番、小林委員。

14番（小林茂宏委員）

14番、小林です。516番の案件についてお聞きします。

賃借料が2,500円とあるんですけど、何かもし理由が分かるようでしたらお聞かせいただきたいと思います。

議長（栞原会長代理）

事務局。

事務局（阿部事務局長）

516番の賃借料についてということですが、特に安くする理由は何ってありませんが、相対で決めることで、双方で合意した金額と認識しています。

14番（小林茂宏委員）

分かりました。ありがとうございました。

議長（栞原会長代理）

ほかにございませんか。

それでは、御発言がないようですので、お諮りをいたします。議第1号につきましては、ただいま調査部会の調査結果報告のとおり決するに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり。）

議長（栞原会長代理）

それでは、異議ないものと認めます。

議長（栞原会長代理）

続きまして、議第2号『農用地利用配分計画（案）に対する意見について』を議題といたします。

事務局、説明願います。

事務局（阿部事務局長）

それでは、議第2号『農用地利用配分計画（案）に対する意見について』御説明いたします。

58ページを御覧願います。今月、意見を求められている案件は、新規設定16件、面積16万2,394平米、利用権移転4件、面積1万5,199平米、合計では20件、面積17万7,593平米であります。

52ページにお戻りいただき、1番から順に御説明いたします。

一番左側の番号欄の括弧内に記載しております番号は、先ほど御審議をいただきました議第1号『農用地利用集積計画の承認について』に対応する番号でございます。

なお、借受人、契約の種類、期間及び10アール当たり賃借料、受け人の状況につきまして記載のとおりですので、説明を省略させていただきます。

1番は、石上三丁目地内の農地3筆、2,490平米。

2番は、石上三丁目地内の農地8筆、5,916平米。

3番は、栗林地内ほかの農地3筆、2,004平米。

4番は、鶴田地内の農地5筆、8,071平米。

5番は、吉田地内ほかの農地13筆、2万7,740平米。

6番は、月岡一丁目地内ほかの農地8筆、4,050平米。

54ページをお願いします。

7番は、上須頃地内の農地18筆、1万1,510平米。

8番は、代官島地内の農地21筆、1万6,014平米。

9番は、東光寺地内の農地2筆、6,840平米。

10番は、栗林地内の農地25筆、2万1,677平米。

56ページをお願いします。

11番は、井栗地内ほかの農地17筆、2万580平米。

12番は、吉田地内の農地1筆、2,951平米。

13番は、月岡地内ほかの農地32筆、1万1,545平米。

14番は、貝喰新田地内の農地1筆、5,029平米。

15番は、福島新田地内ほかの農地3筆、9,767平米。

16番は、戸口地内の農地3筆、6,210平米。

以上16件は、それぞれ記載の借受人に新規に貸付けをしたいとしますのでございます。

続きまして、利用権移転の案件につきまして御説明いたします。

17番は、平成27年12月の総会におきまして、異議ないものとして県公告がなされました利用配分計画のうち、記載の月岡三丁目地内の農地5筆、2,682平米について、耕作者の変更がありましたので、その残存期間について利用権移転するものであります。

58ページをお願いします。

18番は、平成29年1月の総会におきまして、異議ないものとして県公告がなされました利用配分計画のうち、記載の栗林地内の農地1筆、499平米について、耕作者の変更がありましたので、その残存期間について利用権移転するものであります。

19番は、平成28年10月の総会におきまして、異議ないものとして県公告がなされました利用配分計画のうち、記載の西潟地内ほかの農地6筆、5,107平米について、耕作者の変更がありましたので、その残存期間について利用権移転するものであります。

20番は、平成29年10月の総会におきまして、異議ないものとして県公告がなされました利用配分計画のうち、記載の井栗地内ほかの農地8筆、6,911平米について、耕作者の変更がありましたので、その残存期間について利用権移転するものであります。

以上4件は、それぞれ記載の借受人に利用権移転をしたいとしますのでございます。

以上で説明を終わります。

議長（栗原会長代理）

ありがとうございました。

それでは、本件についても質疑の前に調査部会の調査結果を報告願います。

7番、田邊稔委員。

第3調査部会長（7番田邊 稔委員）

議第2号『農用地利用配分計画（案）に対する意見について』は、新規設定16件、利用権移転4件、合計件数20件、面積17万7,593平方メートルで、農用地の利用の効率化及び高度化の促進を図る観点から、異議ないものと認めるという意見であります。

以上です。

議長（栞原会長代理）

ありがとうございました。

それでは、質疑に入ります。御発言のある方、御発言を願います。

御発言がないようですので、お諮りをいたします。議第2号につきましては、ただいま調査部会の調査結果報告のとおり決するに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり。）

議長（栞原会長代理）

それでは、議第2号『農用地利用配分計画（案）に対する意見について』は、農用地の利用の効率化及び高度化の促進を図る観点から、異議ないものと認めることで答申いたします。

議長（栞原会長代理）

続きまして、議第3号『農地法第3条第1項の規定による許可申請について』を議題といたします。

事務局、説明願います。

事務局（阿部事務局長）

それでは、続きまして議第3号『農地法第3条第1項の規定による許可申請について』御説明いたします。

60ページを御覧願います。今月の申請は6件で、合計面積2万4,434平米であります。

59ページにお戻りをお願いします。

25番は、東新保地内の農地1筆、599平米の持分780分の330を譲受人の要望により、売買により取得するものであります。価格は、10アール当たり約〇〇〇円であります。

なお、これにより譲受人が持分の全てを所有するものでございます。

26番は、吉田地内の農地2筆、347平米を譲受人が譲渡し人の要望により、売買により取得するものであります。価格は、10アール当たり約〇〇〇円であります。

なお、備考欄にありますように5条許可の取消し申請が出ております。取消し許可を受けて、3条による所有権移転をしたいとするものでございます。

27番は、福島新田地内の農地8筆、2万1,514平米を譲受人が譲渡し人の要望により、

売買により取得するものであります。価格は、10アール当たり約〇〇〇円であります。

60ページをお願いします。

28番は、猪子場新田地内の農地2筆、1,462平米を譲受人の要望により、売買により取得するものであります。価格は、10アール当たり〇〇〇円であります。

29番は、牛野尾地内の農地1筆、215平米を譲受人が譲渡し人の要望により、売買により取得するものであります。価格は、10アール当たり約〇〇〇円であります。

30番は、柳場新田地内の農地2筆、297平米を譲受人の要望により、贈与により取得するものであります。

以上で説明を終わります。

議長（栞原会長代理）

ありがとうございました。

それでは、本件についても質疑の前に調査部会の調査結果報告を願います。

7番、田邊稔委員。

第3調査部会長（7番田邊 稔委員）

議第3号『農地法第3条第1項の規定による許可申請について』は、売買によるもの5件、贈与によるもの1件、合計6件、面積2万4,434平方メートルで、書類審査及び現地確認結果など詳細説明を受け、譲受人の経営面積や機械、労働力、技術、下限面積などの許可要件を全て満たしておりますが、26番の農地については農地法第5条の許可済みであることから、次の議第4号の88番において当該農地が農地法第5条許可の取消し可となったときに許可することとし、その他の5件については許可相当といたしました。以上です。

議長（栞原会長代理）

ありがとうございました。

それでは、質疑に入ります。御発言のある方、御発言を願います。

しばらくして発言がないようですので、お諮りをいたします。議第3号につきましては、ただいま調査部会の調査結果報告のとおり決するに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり。）

議長（栞原会長代理）

それでは、異議ないものと認め、26番を除く5件について許可することとし、26番の案件については、議第4号の88番が農地法第5条許可の取消し許可となった後に許可といたします。

議長（栞原会長代理）

続きまして、議第4号『農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について』を議題といたします。

事務局、説明を願います。

事務局（阿部事務局長）

それでは、議第4号『農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について』御説明いたします。

63ページを御覧願います。今月の申請は9件で、合計面積3万4,150平米であります。この合計面積には87番及び88番の取消し案件の面積は含まれておりませんので、よろしく願いいたします。

61ページにお戻りをお願いします。

83番は、栗林地内の農地1筆、178平米を売買により取得し、駐車場2台及び雪捨場の用地として利用したいものです。土地の売買価格は、1平米当たり約〇〇〇円であります。場所につきましては、上林小学校北側250メートル付近で、住宅等が連たんする区域内の農地であることから、農用地区分は第3種農地と判断されます。

84番は、東新保地内の農地28筆、7,722平米を売買により取得し、既存水路等269.07平米と一体利用し、宅地分譲地32区画及び道路の用地として利用したいものです。土地の売買価格は、1平米当たり約〇〇〇円であります。場所につきましては、信越本線三条駅南側300メートル付近で、都市計画用途地域の工業地域内の農地であることから、農用地区分は第3種農地と判断されます。

62ページをお願いします。

85番は、東新保地内の農地1筆、109平米を贈与により取得し、既存宅地130平米と一体利用し、住宅1棟の用地として利用したいものです。場所につきましては、信越本線三条駅北東350メートル付近で、都市計画用途地域の第1種住居地域内の農地であることから、農用地区分は第3種農地と判断されます。

86番は、塚野目三丁目地内の農地3筆、150平米を売買により取得し、既存宅地12平米と一体利用し、住宅1棟、駐車場2台の用地として利用したいものです。土地の売買価格は、1平米当たり約〇〇〇円であります。場所につきましては、三条信用金庫塚野目支店東側130メートル付近で、住宅等が連たんする区域内の農地であることから、農用地区分は第3種農地と判断されます。

87番は、取消し案件でございます。上保内地内で、令和2年11月総会で御審議をいただき、令和2年11月30日付で花木、花卉の育成地の用地として5条許可を受けた農地10筆、1,233.61平米の許可について、申請地の現況の誤認識による錯誤のため、取消しの申請があったものです。

88番も取消し案件でございます。吉田地内で、昭和46年8月総会で御審議をいただき、昭和46年10月9日付で住宅建築敷地として5条許可を受けた農地2筆、347平米の許可について、住宅建築計画がなくなったため、取消しの申請があったものでございます。

なお、議第3号の26番において、農地法第3条の許可申請がなされております。

89番は、下須頃地内の農地2筆、193平米を売買により取得し、貸し駐車場5台の用地として利用したいものです。土地の売買価格は、1平米当たり約〇〇〇円であります。場所につきましては、国道8号須頃二交差点西側150メートル付近で、都市計画用途地域の準工業地域内の農地であることから、農用地区分は第3種農地と判断されます。

90番は、大面地内の農地2筆、204平米を贈与により取得し、物置1棟、カーポート1棟、駐車場4台の用地として利用したいものです。場所につきましては、大面郵便局南側170メートル付近で、住宅等が連たんする区域内の農地であることから、農用地区分は第3種農地と判断されます。

91番は、令和2年7月の総会におきまして、農振農用地区域からの除外について、やむを得ないものとして認めた案件でございます。山王西地内の農地3筆、2万5,594平米を売買により取得し、倉庫1棟、駐車場50台の用地として利用したいものです。土地の売買価格は、1平米当たり約〇〇〇円であります。場所につきましては、帯織郵便局西側900メートル付近で、10ヘクタール以上の集団の農地であることから、農用地区分は第1種農地と判断されます。なお、転用目的が既存施設の拡張で、既存施設の敷地面積の2分の1を超えない転用であることから、第1種農地の不許可の例外に該当するものと判断されます。

以上で説明を終わります。

議長（栗原会長代理）

ありがとうございました。

それでは、本件についても質疑の前に調査部会の調査結果を報告願います。

7番、田邊稔委員。

第3調査部会長（7番田邊 稔委員）

議第4号『農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について』は、合計件数9件、面積3万4,150平方メートルで、書類審査及び現地確認結果など詳細説明を受け、いずれも立地基準及び一般基準を満たしており、全件許可相当といたしました。

なお、84番及び91番を除き、県農業会議への諮問につきましては不要と判断いたしました。

以上です。

議長（栗原会長代理）

ありがとうございました。

それでは、質疑に入ります。御発言のある方、御発言を願います。

しばらくして御発言がないようですので、お諮りいたします。議第4号につきましては、ただいま調査部会の調査結果報告のとおり決するに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり。）

議長（栗原会長代理）

それでは、異議ないものと認め、84番及び91番を除く案件、合計7件については許可することとし、84番及び91番の案件については新潟県農業会議へ諮問し、答申があった後に許可といたします。

ありがとうございました。第3調査部会長は自席へお戻り願います。

議長（栞原会長代理）

それでは、以上で議事が終わりましたので、報告事項に移ります。

報第1号につきましては、ただいま議事の中で報告いただいておりますので、省略をいたします。

続きまして、報第2号から報告第6号まで、続けて事務局より報告を願います。

事務局（阿部事務局長）

（別添報告書により説明）

議長（栞原会長代理）

ありがとうございました。

それでは、報告の中で御質問がございましたら御発言いただきたいと思います。

ないようですので、報告事項を終わります。

議長（栞原会長代理）

続いて、その他で来月の調査部会開催案内をお願いいたします。

第2調査部会長、17番、佐藤裕雄委員。

第2調査部会長（17番佐藤裕雄委員）

17番、佐藤です。来月は、第2調査部会の当番でございます。1月25日午前9時から厚生会館第2集会室で会議を開催いたしますので、関係委員は出席をお願いいたします。

以上です。

議長（栞原会長代理）

ありがとうございました。

なお、来月の総会は31日午前9時30分開会を予定しております。

また、当日は今のところ午後6時から饞心亭おゝ乃さんにおきまして新年会を予定しておりますので、よろしくをお願いいたします。

それでは、長時間にわたって御審議をいただきまして、ありがとうございました。

また、不慣れな議長でありましたけど、皆さんの御協力で何とか無事に終えることができました。ありがとうございました。

以上をもちまして定例総会を閉会いたします。

午前10時10分 閉会

会議の顛末を記載し、その相違ないことを証するために、ここに署名する。

三条市農業委員会会長代理

議事録署名委員（ 9 番）

議事録署名委員（ 1 1 番）
